○横浜市市税条例(抜粋)

(固定資産税の減免)

- 第62条 市長は、次の各号の一に該当する固定資産に対し、特に必要があると認めた場合は、その固定資産税を減免することができる。
 - (1) 災害若しくは天候不順のため、収穫が著しく減じた田畑
 - (2) 生活保護法の規定により、生活扶助を受ける者の納付すべき固定資産税にかかる土地又は家屋
 - (3) 公益上その他の事由により特に減免を必要とする固定資産
- 2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、申請書にその事由を証す る書類を添え、納期内に市長に申請しなければならない。

○横浜市市税条例施行規則(抜粋)

(固定資産税の減免)

- 第19条の3 市長等は、次の各号のいずれかに該当する固定資産に係る固定資産税の納税 義務者に対し、特に必要があると認める場合は、それぞれその該当する範囲内において、 固定資産税を減免することができる。
 - (1) 条例第62条第1項第1号の規定に該当する場合
 - ア 納税義務者が風水害、病虫害等による災害または天候不順(以下この号において 「災害等」という。)によって農作物に損害を受け、その年間収穫見込高が平年収穫 高に比して10分の5以下に減少した農地

災害等発生の日以後到来する納期において納付すべき災害等の日の属する年度の税額(災害等がその年度の翌年度の賦課期日以後発生した場合は、年度にかかわりなく災害等発生の日以後到来する2納期分とする。以下本号イ及びウにおいて同じ。)の全額

イ 納税義務者が災害等によって農作物に損害を受け、その年間収穫見込高が平年収穫高に比して10分の7以下に減少した農地

災害等発生の日以後到来する納期において納付すべき災害等の日の属する年度の税額の10分の5の額

ウ 納税義務者が災害等によって農作物に損害を受け、その年間収穫見込高が平年収穫高に比して10分の8以下に減少した農地

災害等発生の日以後到来する納期において納付すべき災害等の日の属する年度の税額の10分の3の額

(2) 条例第62条第1項第2号の規定に該当する場合

生活保護法の規定による生活扶助を受けている者が所有し、かつ、使用する土地及び家屋

その扶助を受けている期間中に到来する納期において納付すべき税額の全額

- (3) 条例第62条第1項第3号の規定に該当する場合
 - ア 不特定多数人の用に供する水防・防火用器具専用格納庫、防火貯水槽、夜警詰所、 児童遊園地、休日急患診療所、自治会・町内会の集会所その他これらに類する固定資 産(有料で借り受けたものを除く。)

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額 の全額

- イ 災害によって損害を受けた固定資産
 - (ア) 10分の5以上の損害を受けたとき。

災害発生の日以後到来する納期において納付すべき災害の日の属する年度の税額(災害がその年度の翌年度の賦課期日後に発生した場合は、その翌年度の税額を含む。(イ)及び(ウ)において同じ。)の全額

(イ) 10分の2以上の損害を受けたとき。

災害発生の日以後到来する納期において納付すべき災害の日の属する年度の税額の10分の5の額

(ウ) 10分の1以上の損害を受けたとき。

災害発生の日以後到来する納期において納付すべき災害の日の属する年度の税額の10分の2の額

- ウ 相続税を納付するため、国に物納した固定資産
 - 所有権の移転の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額 の10分の7の額
- エ 公共事業の実施のため国若しくは地方公共団体が買収した固定資産又は横浜市が 公用若しくは公共の用に供するため無料で借り受けている固定資産

所有権の移転の日以後又はその用に供している期間中に到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額の全額

オ 物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき神奈川県知事が入浴料金を定める公衆浴場の用に供する固定資産

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額 の3分の2の額

カ 健康保険法(大正11年法律第70号)第71条の規定によって登録を受けた医師又は 歯科医師(以下この号力において「保険医」という。)が所有(保険医と生計を一に する親族が所有し、無償で使用させている場合を含む。)し、かつ、経営する同法第 65条の規定によって指定を受けた病院又は診療所であって、4月1日現在において 賦課期日以後引き続き直接診療の用に供している家屋(財政局長が定める部分に限 る。)

その家屋に係る税額の10分の5 (共用部分にあっては、10分の2.5) の額

キ 健康保険法第65条の規定により指定を受けた医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第12項に規定する薬局(所有者と経営者とが異る場合で、経営者から賃貸料その他これに類するものを受けている所有者の所有に係るものを除く。)のうち調剤室として使用する部分(6.6平方メートル未満の場合は、6.6平方メートルとする。)

調剤室の床面積に相当する税額の10分の5の額

ク 労働組合その他これに準ずるものが所有し、かつ、直接その本来の用に供する固 定資産

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額 の全額

- ケ 生活保護法の規定による扶助(生活扶助を除く。)を受けている者又は同法の規 定による扶助を受けている者に準ずる者が所有し、かつ、使用する土地及び家屋 その期間中に到来する納期において納付すべき税額の全額
- コ 生活保護法の規定による生活扶助に準ずる公私の扶助を受けている者が所有し、 かつ、使用する土地及び家屋

その扶助を受けている期間中に到来する納期において納付すべき税額の10分の7 の額

サ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条の規定によりその設置について神奈川県知事の認可を受けた幼稚園(法第348条第2項第9号に規定する幼稚園を除く。) において直接保育の用に供する固定資産(有料で借り受けたものを除く。)

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額 の全額

シ 市長があらかじめ定めた基準により補助金の交付を受けた無認可の保育所において直接保育の用に供する固定資産(有料で借り受けたものを除く。)

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額 の全額

ス削除

セ 市長があらかじめ定めた基準により補助金の交付を受けて行う放課後児童健全育 成事業の用に供する固定資産(有料で借り受けたものを除く。)

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額

の全額

ソ 市長が緑の環境をつくり育てる条例(昭和48年6月横浜市条例第47号)第7条第 1項の規定に基づいて指定する緑地(賃貸借契約によるもの並びに市長が定める基準 により当該指定する緑地に課する固定資産税及び都市計画税の額を標準額として交 付する補助金の対象となるものを除く。)

その指定に係る期間中に到来する納期において納付すべきその土地に係る税額の 全額

- タ 賦課期日後に、学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人(以下「学校法人等」という。)がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第1条の学校又は同法第124条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産及び公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園(本号サに規定する幼稚園を除く。)において直接保育の用に供する固定資産(有料で借り受けたものを除く。)その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額の全額
- チ 神奈川県文化財保護条例(昭和30年神奈川県条例第13号)の規定による神奈川県 指定重要文化財、神奈川県指定有形民俗文化財、神奈川県指定史跡、神奈川県指定名 勝若しくは神奈川県指定天然記念物又は横浜市文化財保護条例(昭和62年12月横浜 市条例第53号)の規定による横浜市指定有形文化財、横浜市指定有形民俗文化財、 横浜市指定史跡、横浜市指定名勝若しくは横浜市指定天然記念物として指定された土 地又は家屋若しくはその敷地(有料で借り受けたもの及び収益事業の用に供するもの を除く。)

その指定を受けた日以後到来する納期において納付すべきその土地又は家屋若し くはその敷地に係る税額の全額

ツ 賦課期日後に、社会福祉法人その他法施行令第49条の11の2に規定する者が児童 福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第10項各号に規定する小規模保育事業の 用に供する固定資産(有料で借り受けたものを除く。)

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額 の全額

テ 賦課期日後に、社会福祉法人その他法施行令第49条の12第1項各号に規定する者が児童福祉法第39条に規定する保育所(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定とども園を除く。)の用に供する固定資産(有料で借り受けたものを除く。)

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額

の全額

ト 賦課期日後に、学校法人、社会福祉法人その他法施行令第49条の12の2に規定する者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園の用に供する固定資産(有料で借り受けたものを除く。)

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額 の全額

ナ 賦課期日後に、児童福祉法第34条の15第2項の規定により同法第6条の3第12項 に規定する事業所内保育事業の認可を受けた者が当該事業(利用定員が6人以上であるものに限る。)の用に供する固定資産(有料で借り受けたものを除く。)

その事由発生の日以後到来する納期において納付すべきその固定資産に係る税額 の全額